

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「鶴見区民まつりチラシ」編集及び印刷業務委託	印刷・デザイン	サンケイ総合印刷株式会社	1,452,000	令和5年8月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	早急に契約をしなければ契約をする機会を失うおそれがあるため	-
2	令和5年度大阪・関西万博機運盛り上げ事業「鶴見区万博」実施業務委託	各種広告企画 総合イベント	株式会社DNPエスピーノベーション	8,042,870	令和5年9月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

「鶴見区民まつりチラシ」編集及び印刷業務委託

2 契約の相手方

サンケイ総合印刷株式会社

3 随意契約理由

当該業務は、鶴見区民まつりの広報用チラシ（以下「チラシ」という。）を編集及び印刷する業務である。

チラシは、鶴見区民まつりへの協賛企業・団体等の広告データを指定サイズで掲載することとなっていたことから、当該広告データを掲載するには、チラシ1面の大きさをA3サイズにする必要があった。また、今年度のチラシには、出店内容やパレードプログラムを追加する必要があったことから、紙面を2ページ増やし、チラシの仕様をA3仕上がり（2つ折）の挟み込み冊子として公募型比較見積を実施した。公募型比較見積の結果、サンケイ総合印刷株式会社1者から見積書の提出があったが、予定価格の制限の範囲内に達せず、契約相手方として決定できない状況となった。

公募型比較見積の結果が不調となったことから、公募型比較見積に参加したサンケイ総合印刷株式会社及び昨年度の同案件を受注した事業者に対して、仕様の妥当性や見積参加が1者となったと考えられる理由を聴取したところ、仕様に不備があるとは言えないが、チラシがA3仕上がり（2つ折）の挟み込み冊子となっており、作成するには一般的なチラシよりも大判サイズであるA2サイズの用紙に印刷することから、用紙の確保が難しい事業者があること、全ての事業者が1枚もののフライヤーチラシを挟む対応ができるわけではないこと、また対応が可能な事業者であっても相当の手間がかかるため入念な計画の下で受注する必要があるなどから、一般的なチラシに比べて受注する事業者が限られるとのことであった。

加えて、今回の業務は、令和5年10月1日開催予定の鶴見区民まつりのチラシを編集及び印刷する業務である。チラシは鶴見区民まつり開催日までに全戸配布することを予定しており、そのためには、指定期日である令和5年9月15日までにチラシを納品する必要があることから、再度の公募型比較見積を実施することが時間的に困難な状況であった。

契約相手方としているサンケイ総合印刷株式会社に確認したところ、現時点では公募型比較見積で提出した見積額で契約を行うことができるが、契約時期が遅れた場合には、納品期限を変更しない限り契約が困難であるとのことであった。

以上のことから、当該業務については、当区の仕様の特殊性及び時間的制限に鑑み、大阪市鶴見区公募型比較見積実施要綱第13条の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約によりサンケイ総合印刷株式会社と委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課（電話番号 06-6915-9166）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪・関西万博機運盛り上げ事業 「鶴見区万博」実施業務委託

2 契約の相手方

株式会社DNPエスピーイノベーション

3 随意契約理由

本事業の目的を達成するためには、「大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成アクションプラン」に示す「現状と課題」や鶴見区ホームページの「区のあらまし」等を参照し、SDGsの観点を踏まえたうえで、区民に対して大阪・関西万博を広くPRする必要がある。

そのためには、イベント実施やグッズ制作、情報収集やPR手法など、民間事業者の持つノウハウが重要かつ必要であり、それらの内容によって事業の成果に相当の差異が生じると考えることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所総務課（政策推進）（電話番号 06-6915-9176）